

主な修正内容

国民の保護に関する基本指針等の変更に伴う事項

- 1. 安否情報システム関係(P30):基本指針の変更(H25. 3)**
安否情報の収集、整理、報告及び提供において、消防庁が運用する安否情報システムを利用することを明記するもの。
- 2. 合同対策協議会との連携(P56):基本指針の変更(H25. 3)**
国が関係機関相互の情報交換を行うため、合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し相互に協力することを追加するもの。
- 3. Em-net・J-ALERT関係(P61):基本指針の変更(H25. 3)**
緊急情報ネットワークシステム(Em-net)・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用開始に伴い、運用方法等を明記するもの。
- 4. 大規模集客施設関係(P56):基本方針の変更(H25. 3)**
市は、県から警報の通知を受けたとき、迅速に警報の内容を大規模集客施設等に伝達する等の内容を追加するもの。

法改正・制度廃止等に伴う事項

- 1. 薬事法の改正(P38):薬事法の一部改正(H26. 11)**
法律名が改称されたことに伴い変更するもの。
- 2. 避難行動要支援者関係(P66等):災害対策基本法の一部改正(H26. 5)**
災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」へ、また「要配慮者」のうち避難時に特に支援が必要な者を、「避難行動要支援者」とし、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことに伴い、関係部分を「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難行動要支援者名簿」に修正するもの。
- 3. 外国人登録制度の廃止(P83):廃止(H24. 7)**
外国人登録制度が廃止されたことに伴い変更するもの。

市の組織改正等に伴う変更

本市の組織改正等に伴い「木更津市国民保護対策本部」の部の名称・分掌事務を修正するもの。

市の現状に合わせた数値等の変更

統計資料の時点修正等に伴い数値を修正するもの。

1. 国民保護法※1とは

国民保護法は、武力攻撃事態等※2において、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるよう、国・県・市町村の役割分担やその具体的な措置を規定したものです。平成16年の国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられました。

2. 木更津市国民保護計画修正の背景

木更津市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、国の方針に基づき、市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。武力攻撃事態等に対し、木更津市が警報の伝達、避難誘導及び救援等を的確・円滑に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的としています。木更津市では、平成19年3月に「木更津市国民保護計画」を策定しました。

この度、国の基本指針や災害対策基本法等の改正に伴う県国民保護計画の変更や、市の組織改正等を受け、本計画の修正を行います。

3. 木更津市国民保護計画の構成

第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本的な方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 木更津市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第2編 武力攻撃事態への備えと対処

- 第1章 平素からの備え
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第4章 要配慮者の支援体制の整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 迅速な初動連絡体制の確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 緊急処理事態への備えと対処

- 第1章 総論
- 第2章 緊急事態への対処

第5編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等



※1国民保護法…法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で、平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

※2武力攻撃事態等…武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態